

令和 2 年 第 5 回臨時会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 11 月 30 日

横 瀬 町 議 会

令和2年
第5回臨時会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
11月30日(月)	
○開 会	5
○開 議	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
・議案第50号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例	
○閉 会	12

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第85号

令和2年第5回横瀬町議会臨時会を、次の事件につき、令和2年11月30日横瀬町役場に招集する。

令和2年11月27日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

付議事件

1、横瀬町職員の給与に関する条例の一部改正条例

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員		
3番	阿	左	美	健	司	議員	4番	宮	原	み	さ	子	議員
5番	浅	見	裕	彦	議員	6番	新	井	鼓	次	郎	議員	
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員		
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員	
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

令和2年第5回横瀬町議会臨時会 第1日

令和2年11月30日（月曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、議案第50号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採
決

1、閉 会

午後2時開会

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
小泉照雄	まち経営課長	新井幸雄	税務会計課長兼 課長兼計者 管理者
大場玲子	いきいき町民課長	平沼朋子	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	大畑忠雄	振興課長
加藤勉	建設課長	大野洋	教育次長

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎開会の宣告

(午後 1時55分)

○内藤純夫議長 皆様、こんにちは。

令和2年第5回横瀬町議会臨時会の招集に当たりご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。

なお、本日の会議において、5番、浅見裕彦議員におきましては、座ったままでの発言を許可し、採決は挙手をもって起立とみなします。



◎開議の宣告

○内藤純夫議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○内藤純夫議長 本臨時会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

[富田能成町長登壇]

○富田能成町長 皆様、お疲れさまでございます。

本日は、横瀬町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。開会に当たり一言あいさつを申し上げます。

今日も町内では零度を下回るようなところがあったやに聞いております。朝晩冷え込む季節になってまいりました。皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

さて、今月、11月につきましては、12日の議会全員協議会及び説明会、16日の小学校校舎整備事業特別委員会、先週27日の産業建設常任委員会、総務文教厚生常任委員会に続き本日の臨時会ということで、盛りだくさんの月となりました。大変お疲れさまです。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今回は、恒例の近況報告につきましては、12月定例会にて改めてまとめてさせていただければと存じますが、1点だけご報告をさせていただきます。本日11時より、総合福祉センターにおきまして感染症対策を取りつつ、縮小規模での令和2年度横瀬町福祉功労者等表彰式が実施をされました。議長にもご出席をいただき、温かいご祝辞をいただきました。大変ありがとうございました。恒例のダイヤモンド婚式、金婚式の表彰ですが、今年度はダイヤモンド婚式表彰対象ご夫婦が9組、金婚式が17組となりました。年々増加傾向にあるようです。また、今年度は100歳のお祝いが4月から今日までで既に3名、年度ではあと2名の計5名を予定しております。町において、元気で長生きの諸先輩方が増えてきているという傾向にあることを大変うれしく感じております。

さて、本臨時会にご提案申し上げました議案についてであります。条例の一部改正1件でございます。ご審議を賜りまして、ご可決をいただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○内藤純夫議長 以上で町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願ひます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○内藤純夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により

3番 阿左美 健 司 議員

11番 小 泉 初 男 議員

12番 若 林 清 平 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○内藤純夫議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここでお諮りいたします。本臨時会の会期は、提案されました議案等を勘案いたしまして、本日1日間としたいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◇

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第3、議案第50号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第50号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の給与改定に準じて改正をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、議案第50号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考に御覧いただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、2020年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて条例の一部を改正したいものでございます。

次に、改正の内容ですが、第1条は横瀬町職員の給与に関する条例第16条の4第2項及び第3項中、正規職員に係る各基準日ごと期末手当を算定するための支給割合について、現行の「100分の130」を「100分の125」に改正するものでございます。

第2条は、横瀬町職員の給与に関する条例第16条の4第2項及び第3項中、正規職員に係る各基準日ごと期末手当を算定するための支給割合について、改正後の「100分の125」を「100分の127.5」に改正するものでございます。

期末手当の基準日は、条例で6月1日と12月1日と規定しております。今回の人事院勧告は、期末手当の引下げの勧告であること、また6月1日は既に支給済みであることから、不利益、不遡及の原則に基づき、期末手当の減額月数分0.05月を12月の期末手当で調整することを第1条で規定し、第2条は令和3年度以降の期末手当減額月数分0.05月を6月と12月で調整する規定でございます。

附則は、この条例の施行日を公布の日からと規定し、ただし書として第2条の規定については令和3年4月1日から施行と規定するものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、質問を行います。

ただいま説明ありました国家公務員の給与改正に伴い、条例改正とあります。給与改定の基となる2020年の人事院勧告の概要について説明してください。これが1点であります。

次に、2番目、この条例の適用を受ける職員の範囲及び人数について、何人になるのかであります。先ほどの説明に加えて条例等を見たときに、非正規職員というか、会計年度職員は特に変わらないと見ていいのかどうかというところであります。100分の72.5ということで、大本の100分の130あるいは125になっても100分の72.5ということなので、ここは変わらないかどうかの点も併せてよろしくお願いいたします。

3番目であります。コロナ禍において奮闘している職員に対し、一時金0.05月を削減することはモチベーションを下げることになるのではないかなというふうに思います。人事院勧告に基づいての給与改定であるけれども、働きに対する評価、やりがいの持てる施策、片方ではマイナスだったら、こういう点は皆さんのためにやりますよというのがあればというふうにと思いますが、そこら辺の考え方についてどうかという点が3つ目であります。

4つ目であります。町長をはじめとした特別職、それから議員も2.95ということで、これは変わらないと。では、こちらは変わらないけれども、職員に対してはこういう形で4.50からマイナス4.45ということで、このことについて、私もそのうちの一人なのですが、同じ点でいくことも必要かなと思いますが、こちらは審議会等の答申を得なければならない時間的な経過等もあって、そこにもかけることができなかつたのではないかと思います。そこに対しての考え、こういうふうに考えますということがありましたらよろしくお願ひいたします。4点であります。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、質問について答弁をさせていただきます。

まず、1点目、概要についてでございますが、今回の人事院勧告につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、特別給に関する調査を先行して実施いたしまして、10月7日に勧告が行われました。勧告の内容につきましては、期末手当について民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げ、現行の4.5月を4.45月とするものでございます。また、公務員人事管理に関する報告の骨子として4点ほどございますが、まず1点目として、新型コロナウイルス感染症に係る人事院の取組、それから2つ目として人材の確保及び育成、3つ目として勤務環境の整備、4つ目として定年の引上げ及び能力実証に基づく人事管理の推進について報告がなされてございます。

次に、10月28日に月例給に関する勧告が行われました。勧告内容は、調査の結果、本年4月時点の国家公務員の月例給は、民間給与を164円上回っておりますが、官民給与の格差が小さいことから月例給の改正を行わないとするものでございます。

次に、職員の範囲、あと会計年度の関係でございますけれども、今回の関係は会計年度のほうも対象となります。影響を受ける職員についてでございますけれども、今回の人事院勧告に伴い対象となる職員数は、正規職員は特別会計を含め85名全員ということでございます。会計年度任用職員は50名が対象ということになります。

それと、会計年度の人事院勧告の対象かということでございますけれども、令和元年12月に制定をさせていただきました横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条でフルタイム職員、第22条でパートタイム職員の期末手当について規定がございます。その中で期末手当の支給については、横瀬町職員の給与に関する条例第16条の4の常勤職員の規定を準用することが規定されております。この規定に基づき、会計年度任用職員についても期末手当が減額されることとなります。

モチベーションの問題のお話でしたが、地方公務員法第14条第1項では、給与、勤務条件について、社会一般の情勢に適応する情勢適応の原則が規定されております。また、同法第24条第2項では、職員の給与について、国、他の地方公共団体及び民間の事業者の給与等の事情を考慮することも規定され

ております。あわせて、同法第14条第2項で、長等に勧告ができるのは人事委員会と規定をされていることから、当町では給与及び勤務条件について国に準じ、人事院勧告に基づき改定をしております。結果的に、今回の人事院勧告は期末手当を減額するという勧告になりました。職員に何かプラスのことはないか、モチベーションをというお話でございますけれども、総務課としてできることは、職員に対しワーク・ライフ・バランスの観点から、さらなる定時退庁の推進、年次有給休暇のさらなる取得とともに、各種共済事業の有効活用について引き続き周知をしまいたいと存じます。

それから、町長をはじめ、あと議員さん等の給与改定のお話でございますけれども、議員おっしゃるように、これは報酬等の審議会条例によって、その内容について定めていくということでございます。今回例年の人事院勧告に伴う改定でも改定しないことから、今回も改正をしないということで考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 会計年度職員について伺います。

総務課のほうからあった新旧対照表の中で、16条の4の第3項で再任用以下任期付職員の規定に採用される職員についてはということで、私は100分の72.5と読んで変わらないと見たのですが、減額されるということなので、何がどのように会計年度職員に減額されるかということについてがまず1点であります。50人ほどということですが、中身についてもうちょっと説明してください。

それから、2番目のことについてであります。役場として、総務課長としてというか、ワーク・ライフ・バランスの点での、あるいは定時退庁に努めるとか、共済の充実ということが話されました。町として進めていく、今人事委員会がない中で町としてできるということではありますが、ここは町長に伺いたいところでもあります。そういう片方ではマイナスだったら、でも皆やっているというところのねぎらいではないけれども、その気持ちは十分持っていると思うのです。そのところをどう生かせる施策があるかどうか。あるいは、みんなのモチベーションを高めることが必要だというふうに思いますので、そのことについてどうかという点を町長のほうにもう一点お願いします。

それから、先ほどの4番目に言った3回目で、特別職については審議会が開かれていないので、そのままいくわけにいかないという点があります。このところの捉え方、やっぱり一緒にがいいというか、具体的に何ができるかといったらできないわけだけれども、どのように考えるかについて、これを諮問にかけるか、あるいは来年どうするか、そこについて考えがあればよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

どうぞ時間を取ってください。

では、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時14分

○内藤純夫議長 それでは、再開いたします。

再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから再質問について答弁させていただきます。

会計年度任用職員については、職員の給与に関する条例というよりも、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の14条と22条のほうに規定がございまして、そちらの中で給与条例の16条の4を準用するというようになっております。今回の改正もそれに準じて、100分の130から100分の125に改正するというものでございます。

それと、町長等の議員さん等の改定の関係ですけれども、従前も人事院勧告、プラス勧告のときも議員さん、町長等については改定を行っていないという現状がございまして。審議会等で諮問を受けた場合について改定をしていく予定で今後も考えてございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから、マイナスだったけれども、ねぎらい的なのところがというところに関して、町としてというところでご回答申し上げます。

いろいろなことが考えられるのですが、すごくざっくり言うと、働きがいをはかに担保してあげるかということが大事なというふうに考えています。働きがいのベースになる条件をそろえる。それは、人事制度が公平であったり、処遇が公平でフェアだったという大前提がまず守られていて、それから適正な給与水準と適正な福利厚生があるというところがまず土台としてあります。その上で、町としてということになりますと、小さい町の小さい役場ですので、私としてはその上で目的を共有するとか、方向性を一つにするというだけでかなり職員のモチベーションは変わってこようなというふうに思っていて、そこはしっかり取り組んでいきたいというふうに思っています。というのが私の回答になります。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 どう持ち上げていくかという点での埼玉県的人事委員会勧告の中で、いわゆる人事管理に関する報告ということでも触れているところでもあります。人材の確保であるとか人材の育成、それから女性職員の活躍しやすい環境、意識づくり、それから高齢層職員の能力及び経験の活用、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの働き方、総実務労働時間の縮減、それからハラスメントの防止と、こういう点での提言等も一定、自治体としての取り組むところの重要性というのは必要だよというふうに述べていると思います。これについて、ここを捉えながら、町としてどうしていこうかということの進め方があればよろしくお願ひしたいのですが。

○内藤純夫議長 再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、再々質問について答弁をさせていただきます。

今議員おっしゃるように、県のほうの人事委員会勧告の概要をお話しされたようでございます。国のほうにおける人事院勧告の概要のほうも、先ほど骨子の部分、お話をさせていただきましたが、その中で人

材確保の関係についても触れておりますし、あと勤務環境の整備等々のところで長時間労働の是正、議員おっしゃるハラスメントの防止対策、仕事と家庭の両立の支援だとか、心の健康づくりの推進等、それから定年の引上げ、能力、実績に基づく人事管理の推進等が報告されておりますので、こちらのほうを参考に取組みでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 特に反対討論ということではなく、賛成討論で私はいくようにします。

今回議案第50号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成の討論を行います。私は、積極的な賛成ではありませんが、横瀬町の今までの人勧準拠、県内自治体労働組合の妥結状況を見て判断するものであります。

今回の提案は、国の人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定に準じて行おうとするものです。期末手当は、民間との比較で0.05月上回るので、削減し、均衡を保とうとしています。今コロナの中で奮闘している職員の労苦に報いる形かどうかというと、逆行であります。であるならば、モチベーションを高める施策が大事だと考えます。私は、公務員労働者の労働条件改善と住民福祉向上の運動を結びつけて奮闘している国公労連の声明等を紹介し、横瀬町職員、会計年度職員が安心して働き続けることができるようにしていくことの取組を求めるものであります。

国公労連は、①、慢性的な人員不足にコロナ関連業務が負荷され、一層厳しさを増す中で、感染に不安を覚えながらも国民の命や暮らしを守るために現場第一線で働いている職員の労苦に報いる賃金改善が求められていること、②、コロナ禍で落ち込んでいる日本経済を回復させるためには、経済の内需主導型への転換が求められており、最賃制と同じく社会的影響力を持つ公務員賃金を引き下げるとは、社会的政策上も許されないことなどの情勢に適応して政策判断を行うならば、公務員賃金は引上げは当然と主張してきました。こうした私たちの要求からすれば、今回の報告は極めて不満である。その一方で、ごく僅かとはいえ、公務員が民間を上回っている格差分、0.04%分を俸給表に直接反映させなかったことは、私たちの闘いの成果であるとしています。

また、先ほど言いました埼玉県の人材委員会報告の中では、意見として期末手当の削減とともに、先ほど言いました人材の確保、人材の育成、女性職員の活躍しやすい環境、意識づくり、高齢層職員の能力及び経験活用、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの働き方、総実労働時間の縮減、ハラスメントの防止など、講ずべきことを提言しています。横瀬町の給料のラスパイレス指数を見ると、平成30年度では96.1、県内56、それから平成31年度の点については95.5、58となっています。63自治体の中でも非常に厳しい状況の中で職員が働いています。これを職員が安心して誇りを持って働くことができるように、これらの提言を踏まえて改善に向けて取り組むことを要請し、賛成するものであります。

議員皆さんの賛意をよろしく願います。

○内藤純夫議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論を終結いたします。

日程第3、議案第50号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○内藤純夫議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しましての不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、そのように整理いたします。



◎閉会の宣告

○内藤純夫議長 以上で本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和2年第5回横瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 2時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 内 藤 純 夫

署 名 議 員 阿 左 美 健 司

署 名 議 員 小 泉 初 男

署 名 議 員 若 林 清 平